

## 一般社団法人産業ソーシャルワーカー協会会員規約

### (目的)

第1条 この規約は、一般社団法人産業ソーシャルワーカー協会(以下、「当協会」という。)の会員に関し、必要事項を定めることを目的とする。

### (会員)

第2条 当協会定款(以下、「定款」という。)第3条に定める当協会の目的に賛同し、第3条の入会手続きを経て、承認されたものを「会員」とする。

### (入会)

第3条 入会希望者は、当協会ホームページの「入会申込みフォーム」に所定事項を記入・送信の上、入会を申し込むことができる。申し込み後の審査を経て、会員番号が付与され、申し込みが成立する。会員には年会費の納入が義務付けられる。

### (不承認の基準)

第4条 次の各号に定める事由に該当する場合、入会を承認しないことがある。

- 1.当協会の目的に賛同していないとき。
- 2.過去に除名処分を受けたことがあるとき。
- 3.入会申込書の記載事項に、虚偽記載があるとき。
- 4.入会希望者の業務が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、また、その恐れがあると代表理事が判断したとき。
- 5.その他、代表理事が会員として不相当と認めたとき。

### (年会費)

第4条 会員は次に定める費用を支払うものとする。

年会費 2400円

- 1.会費は年会制とし、毎年4月1日を1年の開始とする。
- 2.初年度のみ、入会年度と翌年度の2年分を支払う。
- 3.更新は3月末日までに次年度分を一括払いとする。

### (会員の権利)

第5条 会員は、当協会の活動に参加する権利および特典を有する。

### (退会、資格喪失及び除名)

第6条 会員の退会、資格喪失及び除名については、以下の定めとなる。

- 1.退会の申込みは、ホームページのお問合せフォームより受付け、事務局からの受領のメール返答をもって成立する。
- 2.退会、除名、会員資格を喪失した場合、納入済みの会費は返還しない。
- 3.退会、除名、会員資格を喪失した時点で、それまでの未払い金を請求する。

### (再入会)

第7条 過去に除名処分を受けた者については、原則として再入会を認めない。

### (会員資格の継続)

第8条 毎年2月末日までに退会の届出がない場合は、翌年度についても継続して会員となる意思を有するものとみなす。

### **(会費滞納者への督促)**

第9条 前条に基づく納入期限までに会費を納入しない会員に対しては、速やかに督促を行うものとする。

### **(会費滞納者に対する取扱い)**

第10条 前条に基づき会費納入を督促したにも関わらず、9月末日までに会費が納入されない会員については、10月より会員の権利を停止する。

### **(会員名簿)**

第11条 当協会は、会員の氏名、所属及び住所、メールアドレスを、管理責任者を設けセキュリティを徹底した電磁的記録に作成して保管する。

- 1.会員名簿は、当協会の会員サービス等の目的に限って使用するものとする。
- 2.会員は、前項の情報に変更があった場合は、速やかに事務局に申し出るものとする。

### **(著作権)**

第12条 当協会によって提供される情報の著作権は当協会に帰属する。

1.当協会によって提供される情報を、複製・編集・加工・発信・販売・出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。

### **(免責および損害賠償)**

第13条 会員は当協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断に利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が被害を被った場合があっても、当協会は一切責任を負わないものとする。

- 1.会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。
- 2.会員が、本規約およびその他法令等の違反する行為によって、当協会に損害を与えた場合には、当協会は当該会員に対してその損害の賠償を請求できるものとする。

### **(本会員規約の追加・変更)**

第14条 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、常務理事の決議および代表理事の承認により定めるものとする。

- 1.当協会は、本規約の全部または一部を変更することができる。
- 2.変更された本規約は、当協会のホームページ上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約を遵守しなければならない。

### **附則**

上記規約は2020年度の施行を目指し、2019年7月1日から次の移行を含めて対応していくものとする。

- 1.2019年7月～2020年3月申込みの新規会員は2020年度分までの4800円を支払う。
- 2.2019年7月～2020年3月の更新会員は2020年度分までの4800円を支払う。
- 3.2019年3月～6月に既に2400円を支払い済みの会員は、2020年3月31日までに2020年度分2400円を支払う。

2019年7月8日  
産業ソーシャルワーカー協会  
代表理事 皆月みゆき